

6月17日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案第39号、議案第42号、議案第45号、議案第46号および決議第1号について、6月18日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第39号 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

従来から、1日の中で交代するようなことがこれまでもあったのかとの質疑に対し、これまでは1回につきという報酬で交代はありませんでした。昨今、立会人・管理者を依頼することは難しくなってきたため、柔軟対応できるよう選択肢を増やすために改正するものです。

議案第42号 契約の締結について、

学校は避難所となる関係でLPガスが使われたと思いますが、今回、甲西文化ホールの空調設備を電気式にした理由についてはとの質疑に対し、方式を検討した結果、イニシャルコストおよびランニングコストともに一番安価であったことと、ホール以外の部分についても以前から電気式であり、そこに合わせましたとの答弁でした。

議案第45号 旧慣使用権の廃止について、

権利者である石部財産管理委員会との話し合いは、行政として持ったのかとの質疑に対し、石部財産管理委員会との協議については以前から協議しており、今回申請されたのが旧慣使用権の廃止ということで、粛々と手続きを進めているところですよとの答弁でした。

議案第46号 湖南省議会議員及び湖南省長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

選挙運動用のビラおよびポスターの作成限度額ということで、これ以下でもよいのかとの質疑に対し、委員のご質疑のとおりですよとの答弁でした。

決議第1号 公共施設内での政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める決議について、

決議の内容、趣旨についての説明を求めたところ、市職員の中には議員等に勧誘されたことで断りにくく、契約に至っている者が確認され、今回その実態調査をし、問題があればそれを改善、是正を求める決議案となりますとの説明があ

りました。

職員からの事例により、決議を提出したとのことですが、それは自分自身の思いで決議を提出したのか、職員から決議を提出してほしいと言われたのかとの質疑に対し、意に反して契約している職員の存在は何名か確認しているが、職員からの依頼はありませんでした。ただし、是正されるようなことを検討いただけないかといったような内容の相談がありましたとの答弁でした。

質疑終了後、討論を行いました。

反対討論として、どの政党の機関紙であろうが政党の機関紙を広範な国民に進めることは、憲法が保障する正当な政党活動です。政党に所属する議員が、自治体の幹部職員や一般職員に、政党機関紙の購読を働きかけ配達集金する活動は憲法で保障された政治活動の自由であり、購読する職員にとっても個人の思想・信条の自由、内心の自由の問題であると考えます。これに制限を加えることは、憲法に反する行為であると思います。市職員が住民福祉の増進を図るために仕事をする上でも、有益な情報を提供していると思います。ただし、休憩時間や、勤務時間外とか、そういったことはこれからも守っていかなければならないと思いますし、この決議にあたっては、この問題があった場合は調査結果を公表するということが書かれています。すでにもう、議員自身がそういうことを掴んでいるということは公表が前提で、このような決議を出されるということであり、10月に改選もある、そういうことを前にしてこのような決議を出されること自体、私としてはどういったものかということ、特に思うわけであり、この決議案に対しては、反対といたします。

賛成討論として、常に私たち議員は、職員に対してかなり厳しく仕事に対しての進め方、成果について接しています。その中で、職員からハラスメントを感じたということを議員として聞いたときに、私たちが職員の仕事に圧力かけてるという、それはどの程度なのかという調査は、やはり議員の立場として必要だと思います。そういう意味から、私はこの決議について賛成とします。

以上が質疑等の概要であり、その後、採決を行いました。

その結果、議案第39号、議案第42号、議案第45号および議案第46号の4議案については全員賛成、決議第1号については賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定しました。